

# 熊本県林業種苗取扱要領

## 第1 趣 旨

この要領は、林業種苗法（昭和45年法律第89号。以下「**法**」という。）、林業種苗法施行令（昭和45年政令第194号。以下「**令**」という。）、林業種苗法施行規則（昭和45年農林省令第40号。以下「**規則**」という。）及び熊本県林業種苗法施行細則（昭和45年規則第49号。以下「**施行細則**」という。）に定めるもののほか、林業種苗の取扱いについて必要な事項を定める。

## 第2 対象樹種の範囲

令第1条の規定にかかわらず、第13から第15まで、及び第17においては、熊本県森林環境保全整備事業標準単価表に採用されている植栽樹種及び治山事業等で使用する樹種を対象とする。

## 第3 指定採取源の指定

- 1 広域本部地域振興局長（以下「**局長**」という。熊本市にあっては、農林水産部長（以下「**部長**」という。）は、所管区域における法第3条第1項に基づく育種母樹、育種母樹林、普通母樹及び普通母樹林（以下「**指定採取源**」という。）の指定に当たり、事前調査及び同条第3項の規定による意見聴取を行うものとする。
- 2 1の事前調査は、指定採取源台帳（**別記第1号様式**）の内容について行い、意見聴取は、意見聴取記録書（**別記第2号様式**）により行うものとする。
- 3 1の事前調査においては、指定採取源位置図（**別記第3号様式**）及び指定採取源区域図（**別記第4号様式**）を作成するものとする。
- 4 局長は、事前調査及び意見聴取を行ったときは、**別記第5号様式**に指定採取源台帳（指定番号等未記載のもの。）、2の意見聴取記録書及び3の図面を添えて部長に報告するものとする。
- 5 法第5条第1項の規定による所有者等への通知は、**別記第6号様式**により行うものとする。
- 6 部長は、指定採取源が指定されたときは、指定採取源整理簿（**別記第7号様式**）を作成するとともに、**別記第8号様式**に当該指定採取源整理簿と次に掲げる書類を添えて4の報告に係る関係局長に通知するものとする。なお、他の局長には、**別記第9号様式**に当該指定採取源整理簿と次の(1)の書類を添えて通知するものとする。
  - (1) 法第5条第1項の公示写し
  - (2) 5の所有者等への通知写し
  - (3) 指定後の指定採取源台帳

## 第4 指定採取源の管理

- 1 局長及び部長は、法第7条第3項の規定による伐採の届出があったときは、届出の内容に従った伐採が行われたか否かについて確認するものとする。
- 2 局長及び部長は、1の確認を行ったとき、及び施行細則第8条の規定による報告書（以下「**報告書**」という。）の提出があったときは、指定採取源台帳、指定採取

源整理簿及び指定採取源区域図（以下「台帳等」という。）を修正するものとする。

- 3 局長は、2の修正内容（第5の指定の解除を含む。）を含め、毎年7月1日現在の指定採取源の現況を調査し、指定採種源現況報告書（別記第10号様式）に修正後の台帳等及び伐採の届出書又は報告書の写しを添えて、8月末日までに部長に報告するものとする。
- 4 部長は、3の報告（部長が2の修正をしたものを含む。）を取りまとめて指定採取源整理簿を修正し、これを各局長に送付するものとする。

## 第5 指定採取源の指定の解除

- 1 局長及び部長は、次に該当する場合は、その部分について調査のうえ、指定採取源区域図に図示するものとする。
  - (1) 第4の1の確認を行った場合において、当該届出に係る伐採の結果、指定理由が消滅したと認められるとき
  - (2) 法第9条第2項の公益上の理由による解除の申請等があったとき
  - (3) 自然災害又は病虫獣害等により指定採取源の全部又は一部が枯損又は消失したとき
  - (4) 樹高成長に伴い、指定採取源からの穂木又は球果の採取が困難となったと認められるとき
- 2 第4の3の規定にかかわらず、局長は、1の調査を行ったときは、別記第11号様式に指定採取源台帳、指定採取源区域図及び伐採の届出書等の写しを添えて、部長に報告するものとする。
- 3 部長は、指定採取源の指定が解除されたときは、別記第12号様式に指定採取源整理簿と次に掲げる書類を添えて2の報告に係る局長に通知するものとする。なお、他の局長には、別記第13号様式に当該指定採取源整理簿と次の(1)の書類を添えて通知するものとする。
  - (1) 法第9条第4項において準用する法第5条第1項の公示写し
  - (2) 4の所有者等への通知写し
  - (3) 解除後の指定採取源台帳（一部解除の場合に限る。）
- 4 法第9条第4項において準用する法第5条第1項の規定による所有者等への通知は、別記第14号様式により行うものとする。

## 第6 生産事業者の登録

- 1 局長及び部長は、法第10条第2項の規定による申請書（以下「申請書」という。）の提出があったときは、別記第15号様式により、申請書の内容が適正であるか、及び申請者が同条第3項各号の一に該当しない者であるかについて審査するものとする。
- 2 局長及び部長は、1の審査の結果、適正と認められるときは、法第10条第3項及び令第2条の規定により生産事業者登録簿（別記第16号様式。以下「登録簿」という。）への登録手続きを行うとともに、登録された者に対し、別記第17号様

式に法第12条第1項の規定による登録証を添えて通知するものとする。

- 3 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号。以下「**特措法**」という。）第9条第1項の特定増殖事業計画の認定を受けた者（以下「**認定特定増殖事業者**」という。）のうち、生産事業者の登録を受けていない者については、特措法第12条第1項のみなし規定により、速やかに2に準じて登録簿への登録、及び登録証の交付手続きを行うものとする。
- 4 局長は、2及び3の登録がなされたときは、**別記第18号様式**に登録簿、登録証及び申請書の写し（2の場合に限る。）を添えて部長に報告するものとする。
- 5 法第10条第1項の登録を拒否する場合における法第12条第3項の通知は、**別記第19号様式**によるものとする。

## 第7 講習修了者の管理

部長は、法第10条第3項第3号イの講習会の課程を修了した者について、生産事業者講習修了者台帳（**別記第20号様式**）により管理するものとする。

## 第8 生産事業者の届出等

- 1 局長及び部長は、法第13条第1項の規定による申請があったときは、当該申請の内容に応じて登録簿の該当部分の書替えを行うとともに、登録証の書替え手続きを行うものとする。
- 2 局長及び部長は、書替後の登録証について、**別記第21号様式**により申請者に送付するとともに、局長は、**別記第22号様式**に登録簿及び書替交付申請書の写しを添えて部長に報告するものとする。
- 3 局長及び部長は、法第13条第2項の規定による申請があったときは、登録証の再交付手続きを行うとともに、登録簿の備考欄に再交付された旨及び再交付年月日を追記するものとする。
- 4 局長及び部長は、再交付された登録証について、**別記第23号様式**により申請者に送付するとともに、局長は、**別記第24号様式**に登録簿及び再交付申請書の写しを添えて部長に報告するものとする。
- 5 局長及び部長は、法第13条第3項の規定による変更届出があったときは、当該届出の内容に応じて登録簿の該当部分を変更するものとする。
- 6 局長は、5の変更をしたときは、**別記第25号様式**に登録簿及び変更届出書の写しを添えて部長に報告するものとする。
- 7 局長及び部長は、法第13条第3項の規定による廃止届出があったとき、又は第13の得苗見込量調査等の機会において生産事業者の死亡を確認したときは、登録簿の記載事項を抹消（見え消し）するとともに、備考欄に廃止又は死亡した旨及び廃止（死亡）年月日を記載するものとする。
- 8 局長は、7の届出者から法第14条第2項の規定による登録証の返納があったときは、**別記第26号様式**に登録簿、廃止届出書及び登録証の写しを添えて部長に報告するものとする。なお、生産事業者が死亡したときは、**別記第27号様式**により報告するものとする。

## 第9 登録に関する公告

- 1 部長は、第6の4及び第8の8の報告を受けたとき（部長が第6の2、3及び第8の7（同8の登録証返納を含む。）の事務を行った場合を含む。）、並びに法第15条第1項の規定による登録の取り消しが行われたときは、法第16条第1項の公告の手続きを行うものとする。
- 2 部長は、第8の2の報告を受けたとき（部長が第8の1の事務を行った場合を含む。）は、法第16条第2項の公告の手続きを行うものとする。

## 第10 配布事業者の届出

局長及び部長は、法第17条第1項又は第2項の届出があったときは、配布事業者届出簿（別記第28号様式。以下「届出簿」という。）に記載整理するものとする。この場合において、局長は、届出簿及び届出書の写しを部長に送付するものとする。

## 第11 表示義務等の違反に対する是正命令等

- 1 局長及び部長は、熊本県造林事業等しゅん工検査要領第13条の規定による苗木の確認時等の機会を利用して、法第18条の表示義務等（以下「表示義務等」という。）が遵守されているか否かの確認を行うものとする。
- 2 局長及び部長は、1の確認を行った場合において、表示義務等が遵守されていないときは、当該違反に係る生産事業者又は配布事業者に対し、表示義務等を遵守するよう5の是正命令書の内容を参考にして指導するとともに、表示義務等違反对応記録書（別記第29号様式）を作成するものとする。
- 3 局長は、2の指導を行ったにもかかわらず、当該違反に係る生産事業者又は配布事業者が指導に応じないときは、別記第30号様式により部長に報告するものとする。
- 4 部長は、2の指導を行ったにもかかわらず、当該違反に係る生産事業者又は配布事業者が指導に応じないとき、及び3の報告を受けたときは、法第19条第1項の是正命令の手続きを行うものとする。
- 5 4の是正命令は、別記第31号様式により行うものとする。

## 第12 種苗の証明

- 1 局長及び部長は、法第20条第2項の規定による申請があったときは、同条第3項及び規則第25条の規定による確認を行うものとする。この場合において、確認した事項等を別記第32号様式に記録するものとする。
- 2 局長及び部長は、1の申請に係る事実のすべてを確認したときは、林業種苗証明確認台帳（別記第33号様式）に記載整理するとともに、次の区分により規則第26条第2項の証明書等の発行手続きを行うものとする。
- 3 局長及び部長は、2の証明書等が発行されたときは、法第20条第4項及び規則第26条の規定による証明書の添付を行うものとする。

### 第13 得苗見込量等調査

- 1 生産事業者及び自家用苗木生産者は、毎年9月30日までに当該年度（当年秋から翌年春まで）の山行苗得苗見込報告書（別記第34号様式）を所管の局長又は部長に提出するものとする。

なお、自家用苗木生産者は、自家用苗木を植栽しようとする造林地に係る造林補助金の申請者（森林組合等の林業事業者。以下「造林補助事業者」という。）を経由して提出するものとする。
- 2 部長は、熊本県樹苗協同組合（以下「県苗組」という。）の組合員に係る1の報告書について、県苗組へ取りまとめ及び提出の依頼をすることができる。この場合において、部長は、報告書の提出があったときは、関係局長に通知するものとする。
- 3 局長及び部長は、1及び2の報告書の提出又は通知を受けたときは、当該報告書に係る所管区域内の苗畑において、生産者立会いのもと、苗畑等現況調査及び得苗見込量調査を行うものとする。この場合において、生産事業者からの報告に係るものにあつては配布可能数量及び自家用苗木見込量を、自家用苗木生産者からの報告に係るものにあつては自家用苗木見込量を調査するものとする。ただし、県外からの委託生産に係るもの等については、得苗見込量調査の対象外とする。
- 4 3の苗畑等現況調査は、生産者別苗畑等現況調査表（別記第35号様式）により、得苗見込量調査は、山行苗得苗調査野帳（別記第36号様式）により行うものとする。
- 5 局長及び部長は、3の調査を行ったときは、得苗見込量調査について山行苗生産実態調査書（別記第37号様式）を作成するものとする。この場合において、局長は、生産者別苗畑等現況調査表及び山行苗生産実態調査書を別途指定された期日までに部長に提出するものとする。
- 6 部長は、5の山行苗生産実態調査書を取りまとめ、自家用苗木生産者分にあつては造林補助事業者へ、配布用苗木のうち県苗組組合員分にあつては県苗組へ、その他のものにあつては生産事業者へ通知するものとする。なお、調査書全般について、各局長及び県森連に通知するものとする。

### 第14 山行苗需要見込量調査

- 1 局長は、次に掲げる造林事業主体を対象に、別記第38号様式により当該年度（当年秋から翌年春まで）の山行苗需要見込量調査（自家用苗木を除く。）を行うものとし、9月末日までに部長に報告するものとする。
  - (1) 所管区域内の市町村、財産区
  - (2) 所管区域内に主たる事務所を置く森林組合及び林業事業者等
  - (3) 県外の林業事業者等で、所管区域内において造林を行う者
- 2 部長は、次に掲げる造林事業主体を対象に、1の調査と同様に、9月末日までに山行苗需要見込量調査を行うものとする。
  - (1) 熊本市
  - (2) 熊本県森林組合連合会（以下「県森連」という。）

- (3) 九州森林管理局
- (4) 国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所森林整備センター熊本  
水源林整備事務所
- (5) 公益社団法人熊本県林業公社
- (6) 熊本県（県有林、治山・保安林関係事業）

## 第15 需給情報の共有等

- 1 部長は、第13の得苗見込量等調査及び第14の山行苗需要見込量調査の結果を取りまとめ、熊本県林業用種苗需給連絡協議会に提供するものとする。
- 2 県森連と県苗組は、苗木需要の大半を占める森林組合系統における計画的な造林を推進するため、需給情報の共有その他必要な措置を講じるものとする。

## 第16 苗木生産等報告

- 1 部長は、施行細則第10条第1項の規定による報告（以下「生産事業者報告」という。）のうち、県苗組の組合員に係るものについて、県苗組へ取りまとめ及び提出の依頼をするものとする。
- 2 局長及び部長は、県苗組の組合員でない所管区域内の生産事業者に対し、施行細則第10条第1項の規定により報告するよう依頼するものとする。
- 3 局長は、2の報告を取りまとめ、毎年2月10日までに部長に送付するものとする。
- 4 施行細則第10条第2項に基づく配布事業者の報告については、1から3までの規定を準用するものとする。

## 第17 種苗の移出入の届出

- 1 生産事業者、配布事業者及び県苗組は、種苗（県外からの委託生産に係るもの等を除く。）を県外に移出したときは、当該移出をした日から30日以内に、林業用種苗移出届出書（別記第39号様式）により所管の局長又は部長を経由して知事に届け出るものとする。
- 2 生産事業者、配布事業者、造林補助事業者、県苗組及び県森連は、種苗を県外から移入したときは、当該移入をした日から30日以内に、林業用種苗移入届出書（別記第40号様式）により所管の（県外に事務所を置く造林補助事業者にあつては、当該移入苗の植栽地を所管する）局長又は部長を経由して、知事に届け出るものとする。
- 3 部長は、1及び2の届出があつたときは、速やかに移出入先の県の林業種苗担当部長に届出書の写しを添えて通知するものとする。

## 第18 監督処分

法第29条第1項の規定に基づき知事が行う監督処分に関する手続きは、第11の規定に準じて行うものとする。

## 附 則

この要領は、平成31年2月26日から施行し、平成31年度から適用する。

## 附 則

この要領は、令和元年（2019年）6月28日から適用する。

指定採取源台帳(その1)  
普通母樹(林)

		指定番号			
( 公示番号 )		指定年月日			
所有区分	国・公・私		採種穂の別	種 穂	
所在場所	森林計画区		林班	小班	
所有者の住所氏名	住所			氏名	
立 木	樹 種	本 数 本	材 積 m <sup>3</sup>	樹 齢 年生	平均木
					樹 高 m
面 積	ha	図面番号			
地帯区分					
伐採届出および保護管理指示の経過					

自然環境	気 候	降 水 量 mm 最深積雪量 cm 年平均気温	風向	最高	最低
	地質土壌	基 岩 (土質)	土壌型 土 性 結合度	地位	
	そ の 他	海拔高 地 形	m	方位	傾斜
生育状況	成 長	平均成長量	m <sup>3</sup>		
	生育習性	幹 枝 抵抗性			
	そ の 他	優良樹の占有率 林型	%	人天別	混交樹種
銘柄等(産地品種)名およびその特性					

- 注 1 所有区分欄および採種穂の別欄は、それぞれ該当事項に を附すこと。  
 2 所在場所欄は、当該普通母樹(林)の所在する場所 を記載するが、森林計画による林小班と地籍上の所在場所 の両方を記入すること。  
 3 立木の樹齢欄は、異齢林の場合にあっては2段書きとし、下段に樹齢の範囲を上段にその平均を記入する。同齢林の場合は、上段にその樹齢を記入すること。  
 4 図面番号は、普通母樹(林)に係る県の通し番号を附すこと。  
 5 自然環境の気候欄は、普通母樹(林)の最寄りの測候所の資料等により記入すること。地質土壌、その他欄は、現地調査の際の調査資料より記入すること。  
 6 生育状況の生育習性欄は、樹幹の通直性、真円性、枝の自然落枝性、細枝性、気象災害、動植物の害等におかされていないかどうか等について記入すること。  
 7 銘柄等(産地品種)名およびその特性欄は、林業試験場等の研究資料から記入すること。  
 8 単位は、材積にあっては、小数第2位にとどめ、第3位以下を四捨五入することとし、面積にあっては、当該母樹(林)の区域面積とし、小数第2位にとどめ、第3位以下を四捨五入すること。



意見聴取記録書

指定しようとする採取源	種 別			採種穂の別		
	所在場所					
	林 小 班	林班		小班		
	樹 種		樹 齢		面 積	ha
意見聴取の対象者及び聴取者	立木の所有者等	住所				
		氏名			所有権等区分	
	聴取者	所属				
		職名			氏名	
意見聴取年月日			聴取場所			
意見等聴取の内容						
対象樹木等に係る 施業計画の内容						
指定採取源の趣旨 に対する理解等						
種穂の採取、樹木 の伐採・保護管理 に対する要望等						
その他の意見等						
指 定 の 可 否						

- 注 1 指定をしようとする樹木又はその集団の所有者（所有権以外の権原に基づきこれらの樹木の使用又は収益をする者を含む。以下「所有者等」という。）が複数の場合は、所有者等ごとに記録書を作成すること。
- 2 意見の聴取に当たっては、指定採取源制度の趣旨を説明することにより、所有者等の協力を得よう努めること。
- 3 「指定の可否」欄には、対象所有者等からの意見聴取に基づく指定採取源としての指定の可否について、「可」又は「否」と記載すること。

指 定 採 取 源 位 置 図

種 別	採種穂の別	樹種	面積	ha
所在場所	林小班			



N  
1  
50,000

注) 国土地理院発行の5万分の1又は2万5千分の1地形図等を用い、指定採取源の位置を赤丸で明示すること。

指 定 採 取 源 区 域 図

種 別	採種穂の別	樹種	面積	ha
所在場所				林小班
				

- 注 1 縮尺5千分の1の森林計画図又は森林地形図を用い、育種母樹又は普通母樹(単木)の場合は、その位置を赤丸で明示し、育種母樹林又は普通母樹林の場合は、その区域を赤線で明示すること。
- 2 必要に応じ、指定採取源の写真を撮影(周辺に目印となる物があれば、それを含めて撮影)して添付するとともに、区域図に撮影方向を記入すること。

別記第5号様式（第3の4関係）

第 号  
年 月 日

農林水産部長 様

広域本部（地域振興局）長

指定採取源の指定に係る事前調査及び意見聴取について（報告）

このことについて、熊本県林業種苗取扱要領第3の1の規定により事前調査及び意見聴取を実施しましたので、同第3の4の規定に基づき下記の書類を添えて報告します。

記

（添付書類）

- 1 指定採取源台帳
- 2 意見聴取記録書
- 3 指定採取源位置図及び区域図

別記第 6 号様式（第 3 の 5 関係）

第 号  
年 月 日

（所有者等）様

熊本県知事

指定採取源の指定について（通知）

このことについて、別添熊本県公報写しのとおり指定採取源の指定をしたので、  
林業種苗法第 5 条第 1 項の規定により通知します。

注）当該指定採取源の指定に係る告示が掲載された県公報の写しを添付すること。



別記第8号様式（第3の6関係）

第 号  
年 月 日

広域本部（地域振興局）長 様

農林水産部長

指定採取源の指定について（通知）

年 月 日付け 林第 号の報告に基づき、林業種苗法第5条第1項の規定により別添熊本県公報写しのとおり指定採取源が指定されましたので、熊本県林業種苗取扱要領第3の6の規定により通知します。

記

（その他の添付書類）

- 1 指定採取源整理簿
- 2 関係所有者等への通知写し
- 3 指定採取源台帳

別記第9号様式（第3の6関係）

第 号  
年 月 日

広域本部（地域振興局）長 様

農林水産部長

指定採取源の指定について（通知）

このことについて、林業種苗法第5条第1項の規定により別添熊本県公報写しのとおり指定採取源が指定されましたので、熊本県林業種苗取扱要領第3の6の規定により通知します。

記

（その他の添付書類）

1 指定採取源整理簿

農林水産部長 様

広域本部(地域振興局)長

年度 指定採取源現況報告書

下記のとおり管内の指定採取源の現況を調査しましたので、熊本県林業種苗取扱要領第4の3の規定により関係書類を添えて報告します。

記

前年度報告後の指定内容							今回報告内容					備考
指定番号	指定年月日	種別	採種 採穂 の別	樹種	本数  本	面積 (A)  ha	伐採等の状況			現況		
							区分	本数  本	面積 (B)  ha	本数 - 本	面積 (A-B)  ha	

- 注 1 第4の2の修正内容を含め、毎年7月1日現在の現況等を記載すること。
- 2 「伐採等の状況」欄の区分には、「伐採」、「気象災」、「病虫獣害」等の別を記載すること。
- 3 「特記事項等」欄には、保護管理の状況その他保護管理のために必要な事項を記載すること。
- 4 面積欄は、当該母樹(林)の区域面積とし、小数第2位にとどめ、第3位以下を四捨五入すること。

第 号  
年 月 日

農林水産部長 様

広域本部（地域振興局）長

指定採取源の指定の解除に係る調査結果について（報告）

このことについて、熊本県林業種苗取扱要領第 5 の 1 の規定により調査を実施しましたので、同第 5 の 2 の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- |               |                    |
|---------------|--------------------|
| 1 解除に係る指定採取源  | 別添指定採取源台帳のとおり      |
| 2 解除に係る母樹の本数  | 本                  |
| 3 解除に係る面積及び区域 | ha（別添指定採取源区域図のとおり） |
| 4 解除に係る理由等    |                    |

- 注 1 育種母樹及び普通母樹（単木）の場合は、「解除に係る面積及び区域」を「解除に係る母樹の位置」として面積を記載せず、「別添指定採取源区域図のとおり」と記載すること。
- 2 「解除に係る理由等」は、第 5 の 1 に掲げる場合に応じて、次のように記載すること。
- (1) 林業種苗法第 7 条第 3 項の規定による伐採の届出を受け、当該伐採の確認を行った結果、上記について指定理由が消滅したと認められる。
  - (2) 林業種苗法第 9 条第 2 項の公益上の理由による解除の申請があり、上記について転用されるため。
  - (3)（自然災害又は病虫獣害等の名称）により指定採取源の全部（一部）が枯損（消失）し、上記について指定理由が消滅したと認められる。
  - (4) 樹高成長に伴い、当該指定採取源からの穂木（球果）の採取が困難であるため、上記について指定理由が消滅したと認められる。
- 3 注 2 の(1)にあっては、伐採届出書の写し、注 2 の(2)にあっては、公益上の理由による解除の申請等に係る書類等を添付すること。また、いずれの場合も状況写真を添付するとともに、指定採取源位置図に撮影方向等を図示すること。

別記第 1 2 号様式（第 5 の 3 関係）

第 号  
年 月 日

広域本部（地域振興局）長 様

農林水産部長

指定採取源の指定の解除について（通知）

年 月 日付け 林第 号の報告に基づき、林業種苗法第 9 条第 1 項（第 2 項）の規定により別添熊本県公報写しのとおり指定採取源の指定が解除されましたので、熊本県林業種苗取扱要領第 5 の 3 の規定により通知します。

記

（その他の添付書類）

- 1 指定採取源整理簿
- 2 関係所有者等への通知写し
- 3 指定採取源台帳

注 1 不要な文字は、抹消すること。

2 添付書類 3 の指定採取源台帳は、全部解除の場合には添付を要しない。

別記第13号様式（第5の3関係）

第 号  
年 月 日

広域本部（地域振興局）長 様

農林水産部長

指定採取源の指定の解除について（通知）

このことについて、林業種苗法第9条第1項（第2項）の規定により別添熊本県公報写しのとおり指定採取源の指定が解除されましたので、熊本県林業種苗取扱要領第5の3の規定により通知します。

記

（その他の添付書類）

1 指定採取源整理簿

注）不要な文字は、抹消すること。

別記第 1 4 号様式（第 5 の 4 関係）

第 号  
年 月 日

（所有者等） 様

熊本県知事

指定採取源の指定の解除について（通知）

このことについて、別添熊本県公報写しのとおり指定採取源の指定を解除したので、林業種苗法第 9 条第 4 項において準用する同法第 5 条第 1 項の規定により通知します。

注）当該指定採取源の指定の解除に係る告示が掲載された県公報の写しを添付すること。

生産事業者の登録に係る審査表

申請者	住所	
	氏名	

No	審査項目	審査基準等	該当有無	適否
1	申請者が法人の場合、定款並びに主たる事務所の所在地及び役員に関する登記事項証明書が添付されているか。	左の書類が提出されており ( 規則第 10 条第 1 項 ) その内容が申請書の記載内容と一致していること。	有 ・ 無	適 ・ 否
2	申請者が法第 10 条第 3 項各号の一に該当するものでないこと。			適 ・ 否
	林業種苗法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者	左記に該当しないこと。	有 ・ 無	
	林業種苗法第 15 条第 1 項の規定により登録の取消しを受けた日から 2 年を経過しない者	左記に該当しないこと。	有 ・ 無	
3	次に掲げる者以外の者 イ 都道府県知事が種苗の生産、流通等に関し必要な知識を修得させることを目的として行なう講習会の課程を修了した者 ロ イに掲げる者以外の者であって、その生産事業に従事する使用人その他の従業者としてイの講習会の課程を修了した者を置くもの ( その置かれる当該講習会の課程を修了した者のすべてが前二号のいずれかに該当するものを除く。 )	「講習会修了者の氏名及び住所」欄 申請者が左記のイの講習会の課程を修了した者であるか、若しくはその使用人その他の従業者がイの講習会の課程を修了した者であって 及びに該当しないこと。	有 ・ 無	適 ・ 否
	申請者が実施しようとする生産事業の内容に漏れ等がないか。(「生産事業の内容」欄)	申請内容に相違ないか、申請者に確認すること。		
	「種穂」の「採取」とは、指定採取源等の母樹から穂木又は球果を採取すること。		有 ・ 無	
	「種穂」の「精選」とは、採取した球果から種子を取り出し、充実した種子を選別すること。( 自家用又は販売用 )		有 ・ 無	
	「幼苗の育成」とは、主に実生苗の育成 ( 生産 ) を行うこと。( 床替えをする前の段階 )		有 ・ 無	
	「幼苗以外の苗木の育成」とは、 の穂木又は の幼苗を用いて、山行き用の苗木を育成すること。		有 ・ 無	

注) 登録申請書の記載事項について、審査項目ごとの「該当有無」欄のいずれかを で囲み、その内容に応じて「適否」欄のいずれかを で囲むこと。( No. 2 は、全て該当無の場合に適となる。 )



第 号  
年 月 日

(登録申請者) 様

熊本県農林水産部 (広域本部 (地域振興局)) 長

生産事業者の登録について (通知)

このことについて、林業種苗法 (以下「法」という。) 第 10 条第 3 項の規定に基づき別添登録証のとおり登録されましたので、通知します。

なお、交付された登録証は、法第 12 条第 2 項において、住所以外の場所に事業所を設けている者にあつては登録証をその住所に備え付けるとともにその写しを当該事業所に備え付け、その他の者にあつては登録証をその住所に備え付けることとされていますので、申し添えます。

記

(その他注意事項)

- 1 登録証の記載事項に変更を生じたときは、農林水産省令で定めるところにより、知事に変更があつた事項及び変更の年月日を届け出て、その書替交付を申請しなければならない。(法第 13 条第 1 項)
- 2 登録証が滅失し、又は汚損したときは、農林水産省令で定めるところにより、知事にその旨を届け出て、その再交付を申請しなければならない。(法第 13 条第 2 項)
- 3 生産事業者は、農林水産省令で定めるところにより、法第 10 条第 2 項各号に掲げる事項 (登録証の記載事項に該当するもの及び同項第 5 号に掲げるものを除く。) に変更を生じたときは変更があつた事項及び変更の年月日を、生産事業を廃止したときはその旨及び廃止の年月日を知事に届け出なければならない。(法第 13 条第 3 項)

注) 不要な文字は、抹消すること。

別記第18号様式（第6の4関係）

第 号  
年 月 日

農林水産部長 様

広域本部（地域振興局）長

生産事業者の登録について（報告）

このことについて、林業種苗法第10条第3項の規定に基づき下記のとおり生産事業者の登録がなされましたので、熊本県林業種苗取扱要領第6の4の規定により関係書類を添えて報告します。

記

登録番号	被登録者氏名	登録年月日	備考

（添付書類）

- 1 生産事業者登録簿
- 2 登録証（写し）
- 3 登録申請書（写し）

注1 被登録者の数に応じて表を調整すること。

- 2 要領第6の3に係るものについては、登録申請書（写し）の添付は該当しない。

(登録申請者) 様

熊本県知事

生産事業者の登録について(通知)

年 月 日付けで申請のあった生産事業者登録については、下記の理由により登録を拒否するので、林業種苗法第12条第3項の規定により通知します。

記

(理由)

教 示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

注) この通知は、法第10条第3項各号の一に該当する場合にするものとし、「理由」欄には、当該申請者が同項各号のうちいずれかに該当する旨を記載すること。



別記第 2 1 号様式（第 8 の 2 関係）

第 号  
年 月 日

（申請者） 様

熊本県農林水産部（広域本部（地域振興局））長

生産事業者登録証の書替えについて（送付）

年 月 日付けで申請のありましたこのことについて、別添のとおり書替えられましたので、送付します。

なお、交付された登録証は、林業種苗法（以下「法」という。）第 1 2 条第 2 項において、住所以外の場所に事業所を設けている者にとっては登録証をその住所に備え付けるとともにその写しを当該事業所に備え付け、その他の者にとっては登録証をその住所に備え付けることとされていますので、申し添えます。

記

（その他注意事項）

- 1 登録証が滅失し、又は汚損したときは、農林水産省令で定めるところにより、知事にその旨を届け出て、その再交付を申請しなければならない。（法第 1 3 条第 2 項）
- 2 生産事業者は、農林水産省令で定めるところにより、法第 1 0 条第 2 項各号に掲げる事項（登録証の記載事項に該当するもの及び同項第 5 号に掲げるものを除く。）に変更を生じたときは変更があった事項及び変更の年月日を、生産事業を廃止したときはその旨及び廃止の年月日を知事に届け出なければならない。（法第 1 3 条第 3 項）

注）不要な文字は、抹消すること。

別記第 2 2 号様式（第 8 の 2 関係）

第 号  
年 月 日

農林水産部長 様

広域本部（地域振興局）長

生産事業者登録証の書替交付について（報告）

このことについて、下記の者から林業種苗法第 1 3 条第 1 項の規定に基づく登録証の書替交付申請があり、申請のとおり書替交付されましたので、熊本県林業種苗取扱要領第 8 の 2 の規定により関係書類を添えて報告します。

記

申請者

（添付書類）

- 1 生産事業者登録簿（書替後）
- 2 書替交付申請書（写し）

第 号  
年 月 日

（申請者） 様

熊本県農林水産部（広域本部（地域振興局））長

生産事業者登録証の再交付について（送付）

年 月 日付けで申請のありましたこのことについて、別添のとおり再交付されましたので、送付します。

なお、交付された登録証は、林業種苗法（以下「法」という。）第12条第2項において、住所以外の場所に事業所を設けている者にとっては登録証をその住所に備え付けるとともにその写しを当該事業所に備え付け、その他の者にとっては登録証をその住所に備え付けることとされていますので、申し添えます。

記

（その他注意事項）

- 1 登録証の記載事項に変更を生じたときは、農林水産省令で定めるところにより、知事に変更があった事項及び変更の年月日を届け出て、その書替交付を申請しなければならない。（法第13条第1項）
- 2 生産事業者は、農林水産省令で定めるところにより、法第10条第2項各号に掲げる事項（登録証の記載事項に該当するもの及び同項第5号に掲げるものを除く。）に変更を生じたときは変更があった事項及び変更の年月日を、生産事業を廃止したときはその旨及び廃止の年月日を知事に届け出なければならない。（法第13条第3項）

注）不要な文字は、抹消すること。

別記第 2 4 号様式（第 8 の 4 関係）

第 号  
年 月 日

農林水産部長 様

広域本部（地域振興局）長

生産事業者登録証の再交付について（報告）

このことについて、下記の者から林業種苗法第 1 3 条第 2 項の規定に基づく登録証の再交付申請があり、申請のとおり再交付されましたので、熊本県林業種苗取扱要領第 8 の 4 の規定により関係書類を添えて報告します。

記

申請者

（添付書類）

- 1 生産事業者登録簿（再交付後）
- 2 再交付申請書（写し）

別記第 2 5 号様式（第 8 の 6 関係）

第 号  
年 月 日

農林水産部長 様

広域本部（地域振興局）長

生産事業者登録の内容の変更について（報告）

このことについて、下記の者から林業種苗法第 1 3 条第 3 項の規定に基づく変更届出があり、生産事業者登録簿の内容を変更しましたので、熊本県林業種苗取扱要領第 8 の 6 の規定により関係書類を添えて報告します。

記

届出者

（添付書類）

- 1 生産事業者登録簿（変更後）
- 2 代表者等変更届出書（写し）

別記第 2 6 号様式（第 8 の 8 関係）

第 号  
年 月 日

農林水産部長 様

広域本部（地域振興局）長

生産事業の廃止について（報告）

このことについて、下記の者から林業種苗法第 1 3 条第 3 項の規定に基づく廃止届出書の提出があり、同法第 1 4 条第 2 項の規定による登録証の返納がありましたので、熊本県林業種苗取扱要領第 8 の 8 の規定により関係書類を添えて報告します。

記

届出者

（添付書類）

- 1 生産事業者登録簿（廃止後）
- 2 生産事業廃止届出書（写し）
- 3 登録証（写し）

別記第 27 号様式（第 8 の 8 関係）

第 号  
年 月 日

農林水産部長 様

広域本部（地域振興局）長

生産事業者の死亡について（報告）

このことについて、下記の生産事業者の死亡を確認しましたので、熊本県林業種  
苗取扱要領第 8 の 8 の規定により関係書類を添えて報告します。

記

- 1 生産事業者
- 2 確認方法等

（添付書類）

生産事業者登録簿（死亡確認後）

注）「確認方法等」欄には、家族等からの聞き取りなど、生産事業者が死亡した事実及び死亡年  
月日等を確認した方法等を記載するとともに、証拠書類等を入手した場合は、その写しを添  
付すること。





別記第30号様式（第11の3関係）

第 号  
年 月 日

農林水産部長 様

広域本部（地域振興局）長

林業種苗法第18条の表示義務等違反について（報告）

このことについて、下記の生産事業者（配布事業者）が林業種苗法第18条の表示義務等に違反したことを確認したため、熊本県林業種苗取扱要領第11の2の規定に基づき別添表示義務等違反对応記録書のとおり指導しましたが、当該指導に従う意思が認められないので、同第11の3の規定により報告します。

記

- 1 生産事業者（配布事業者）名
- 2 違反の内容

注1 不要な文字は、抹消すること。

2 当該違反に係る表示義務等違反对応記録書（別記第29号様式）を添付すること。

3 「違反の内容」は、別記第29号様式の「違反の内容」を記載すること。

住所  
氏名

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第19条第1項の規定により、 を  
命ずる。

年 月 日

熊本県知事 印

1 是正命令の理由

2 命令の内容

### 教 示

この処分について不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づき、農林水産大臣に審査請求をすることができます。

注1 本文中「 」には、次の事項のうち該当するものを記載すること。

- (1) 同法第18条第1項(第2項)の生産(配布)事業者表示票を添附すること
- (2) 同法第18条第1項(第2項)ただし書の書面を交付すること
- (3) 生産(配布)事業者表示票(同法第18条第1項(第2項)ただし書の書面)に同法第18条第3項に規定する事項以外の事項を表示しないこと
- (4) 生産(配布)事業者表示票(同法第18条第1項(第2項)ただし書の書面)に虚偽の表示をしないこと

2 是正命令の理由には、次の例文のうち該当するものに倣って記載すること。(「 」には、種苗の配布先(森林組合等)を記載すること。注3についても同様。)

- (1) あなたが 年 月に に配布した種苗に、林業種苗法第18条第1項(第2項)で定める生産(配布)事業者表示票が添附されていなかったため
- (2) あなたが 年 月に に種苗を配布した際に、林業種苗法第18条第1項(第2項)ただし書の書面が交付されていなかったため
- (3) あなたが 年 月に に配布した種苗に添附した生産(配布)事業者表示

- 票に、林業種苗法第18条第3項に規定する事項以外の事項が表示されていたため
- (4) あなたが 年 月に に種苗を配布した際に添附(交付)した生産(配布)事業者表示票(同法第18条第1項(第2項)ただし書の書面)に、虚偽の表示があったため
- 3 命令の内容には、次の例文のうち該当するものに倣って記載すること。
- (1) あなたが 年 月に に配布した種苗に、林業種苗法第18条第1項(第2項)の生産(配布)事業者表示票を添附すること
- (2) あなたが 年 月に種苗を配布した に、林業種苗法第18条第1項(第2項)ただし書の書面を交付すること
- (3) あなたが 年 月に に配布した種苗に添附した生産(配布)事業者表示票について、林業種苗法第18条第3項に規定する事項以外の事項を表示しないもの(虚偽の表示をしないもの)に是正すること
- (4) あなたが 年 月に種苗を配布した際に に交付した林業種苗法第18条第1項(第2項)ただし書の書面について、同法第18条第3項に規定する事項以外の事項を表示しないもの(虚偽の表示をしないもの)に是正すること
- 4 文中の不要な文字は、抹消すること。(「住所」と「氏名」も消す。)

林業種苗法第20条第2項の証明に係る確認記録書

申請者		
申請年月日		
証明内容	種類	
	樹種	
	数量	

県の機関名	
-------	--

該当	証明の種類	証明の内容【規則第23条】	確認の内容【規則第25条】	確認場所		確認年月日	確認者		備考
				区分	所在地等		職名	氏名	
	種子	指定採取源からのきゅう果の採取	指定採取源からのきゅう果の採取	指定採取源					
			種子の精選及び種子を容器に入れること	精選場所					
	穂木	指定採取源からの穂木の採取	指定採取源からの穂木の採取	指定採取源					
			穂木の包装	指定採取源					
	幼苗	法第20条第4項の証明書等が添付されている種穂のは種又はさし付け	証明種穂のは種又はさし付け	苗畑等					
			幼苗の包装	苗畑等					
	幼苗以外の苗木	証明種穂のは種若しくはさし付け又は法第20条第4項の証明書等が添付されている幼苗の床替え	証明種穂のは種若しくはさし付け	苗畑等					
			証明幼苗の床替え	苗畑等					
			幼苗の床替え及び幼苗以外の苗木の包装	苗畑等					

注1 証明内容の種類に応じて「該当」欄のいずれか一つに 印を付けること。

2 確認の内容ごとに状況写真を撮影（申請番号、証明の種類（記載例：種子の証明）及び確認の内容（数量を含む。）を記載した看板を入れて撮影すること。）し、記録書に添付しておくこと。





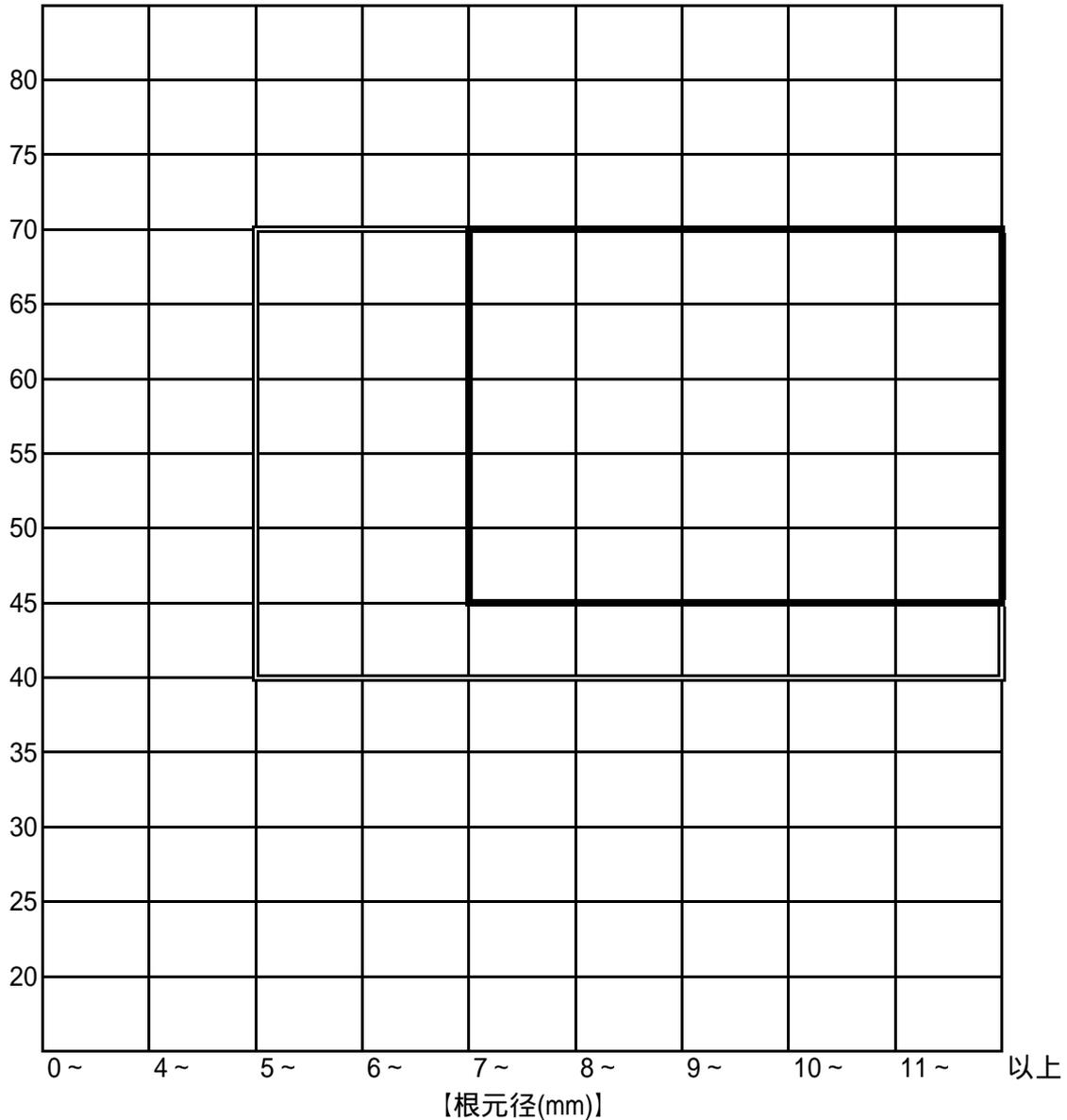
- 注1 この報告に係る山行苗は、毎年秋（10月）から翌年春（4～5月頃）までに配布又は植栽が可能な苗木について、8月31日までに報告すること。
- 2 「樹種」欄は、熊本県作成の森林環境保全整備事業標準単価表に採用されている植栽樹種を記載するが、治山事業用等必要に応じてそれ以外の樹種についても記載すること。
- 3 「品種」欄は、主にスギについて記載し、熊本県樹苗協同組作成の「熊本県林業用苗木標準規格及び標準単価表」に記載の種別を基本とするが、特定母樹の場合は、指定番号（特定 - ）を記載すること。なお、不明な場合等は空欄とすること。
- 4 「系統」欄は、主にスギについて記載（センダンの場合はM型等）し、第1世代精英樹等の名称（例：県阿蘇1号、高岡署1号等）又は第2世代精英樹の名称（九育 - 号）等を記載する。なお、不明な場合は空欄とすること。
- 5 「特性」欄は、無花粉、少花粉又は低花粉品種の場合は「花粉症対策」と記載し、それ以外については空欄とすること。
- 6 「形態」欄は、裸苗、コンテナ150cc、コンテナ300cc、Mスター、ポット苗の別を記載すること。
- 7 面積は、小数点以下第3位を四捨五入し第2位止めとすること。なお、同一の苗畑で複数の樹種、品種、系統、特性、形態及び苗齢の異なる苗木を生産している場合は、それぞれの面積を按分して算出すること。
- 8 「母樹林等」欄は、苗木の生産に使用した種穂又は毛苗の入手先について、県営採種穂園の場合は「県営」と、自家用採種穂園の場合は「民営」と、山取りの場合は「造林地」と、購入の場合は「購入」と記載すること。
- 9 県外からの委託により生産しているもの又は県外に出荷予定のものについては、備考欄に「県外委託生産」又は「県外出荷予定」と記載すること。
- 10 適宜行を追加して記載すること。



山行苗得苗調査野帳(樹種等別・苗畑等別標準地調査)

生産者名			苗畑等所在地			調査年度	
樹種		品種		系統		形態	
苗畑面積 (コンテナ数)		アール (個)	植列延長 (苗畑の場合)		m	特記事項	

【苗長(cm)】



標準地内挿し付け・ 床替え本数 (本)		のうち規格苗及び 規格苗見込本数(本)		のうち枯損苗及び 未発根苗等本数(本)	
------------------------	--	------------------------	--	------------------------	--

- 注1 調査対象の苗畑(施設)ごとに平均的な生育状況の箇所を標準地として1箇所抽出し、標準地内の全ての苗木について苗長(根元から先端までの長さ)と根元径(最上根から1cm上部の径)を計測すること。
- 2 標準地は、裸苗の場合は、植列のうち1m分(全面挿し付けの場合は1辺50cmの正方形)、コンテナ苗の場合は、容器の容量に応じて育苗箱2~3箱分を抽出すること。
- 3 上記調査表の太線枠は1号苗、二重線枠は2号苗を示すが、その範囲は樹種や苗齢等により異なるので、調査対象樹種等に合せたものを使用すること。





年 月 日

熊本県知事 様

住所

氏名

印

### 林業用種苗移出届出書

下記のとおり林業用種苗を県外へ移出したので、熊本県林業種苗取扱要領第17の1の規定により届け出ます。

記

移出した理由					
移出の相手方	住所				
	氏名				
移出した時期	年 月 日 ~ 年 月 日				
移出した種苗の内容					
樹種	品種・系統	特性	形態	規格	数量

- 注1 本書は、移出をした日から30日以内に所管の地域振興局長等を経由して知事に提出すること。
- 2 「移出した理由」欄には、移出の相手方が当該苗木を必要とする理由、植栽予定地及び造林者等について記載すること。
- 3 「樹種」欄は、熊本県作成の森林環境保全整備事業標準単価表に採用されている植栽樹種を基本とするが、移出の相手方の要請によりそれ以外の樹種がある場合も届け出ること。
- 4 「品種・系統」欄は、主にスギについて記載し、熊本県樹苗協同組合作成の「熊本県林業用苗木標準規格及び標準単価表」に記載の種別を基本とするが、その他系統の明確なもの、特定母樹、抵抗性マツ等の別を記載し、不明な場合等は空欄とすること。
- 5 「特性」欄は、無花粉、少花粉又は低花粉品種の場合は「花粉症対策」と記載し、それ以外については空欄とすること。
- 6 「形態」欄は、種子、穂木、幼苗、裸苗、コンテナ150cc、コンテナ300cc、ポット苗等の別を記載すること。
- 7 「規格」欄は、山行苗について記載し、苗齢、規格(1号、2号の別)、根元径(mm上)及び苗長(-cm)を記載すること。
- 8 「数量」欄の単位は、種子にあつては「kg」、穂木、幼苗及び山行苗については「本」とする。

年 月 日

熊本県知事 様

住所

氏名

印

### 林業用種苗移入届出書

下記のとおり林業用種苗を県外から移入したので、熊本県林業種苗取扱要領第17の2の規定により届け出ます。

記

移入した理由					
移入の相手方	住所				
	氏名				
移入した時期	年 月 日 ~ 年 月 日				
移入した種苗の内容					
樹種	品種・系統	特性	形態	規格	数量

- 注1 本書は、移入をした日から30日以内に所管の地域振興局長等を経由して知事に提出すること。
- 2 「移入した理由」欄には、移入者が当該苗木を必要とする理由、植栽予定地及び造林者等について記載すること。
- 3 「樹種」欄は、熊本県作成の森林環境保全整備事業標準単価表に採用されている植栽樹種を基本とするが、治山事業用等必要に応じてそれ以外の樹種についても届け出ること。
- 4 「品種・系統」欄は、移入の相手方が発行する生産者表示票等の内容を基本とし、その他特定母樹、抵抗性マツ等の別を記載すること。
- 5 「特性」欄は、無花粉、少花粉又は低花粉品種の場合は「花粉症対策」と記載し、それ以外については空欄とすること。
- 6 「形態」欄は、種子、穂木、幼苗、裸苗、コンテナ150cc、コンテナ300cc、ポット苗等の別を記載すること。
- 7 「規格」欄は、山行苗について記載し、苗齢、規格(1号、2号の別)、根元径(mm上)及び苗長(-cm)を記載するが、熊本県内での造林用にあつては、熊本県樹苗協同組合が定める標準規格を満たすものであること。
- 8 「数量」欄の単位は、種子にあつては「kg」、穂木、幼苗及び山行苗については「本」とする。